

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないことを
求める意見書

沖縄戦では唯一一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。平和祈念公園内にある「平和の礎」には、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域には、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

本市は、沖縄市と兄弟都市として人的また文化的な交流を進めてきたところであり、政府及び国会は、次の事項について速やかに実現するよう求める。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入している南部地域の土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集をより迅速に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）11月29日

豊中市議会

内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
衆・参両院議長

各あて